

石川県公報

平成31年3月5日
第13186号(火曜日)
毎週2回 火曜 金曜発行

目次

告 示		公 告	
○一般競争入札の落札者等 (管財課)	1	○漁業災害補償法第105条第1項第2号ロの規定による 加入区(区域及び区分)の設定の一部改正 (水産課)	3
○石川県薬物の濫用の防止に関する条例に基づく知事指 定薬物の指定の失効 (薬事衛生課)	1	○委託業務に係る企画提案の募集公告 (競馬総務課)	4
○森林病虫害等防除法第5条第1項の規定による命令の 内容となる事項 (森林管理課)	2	○入札公告	5

告 示

石川県告示第73号

WTO(世界貿易機関)に基づく政府調達に関する協定(平成7年条約第23号)の適用を受ける特定調達契約につき、一般競争入札の落札者を決定したので、次のとおり落札者等について告示する。

平成31年3月5日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 落札に係る特定役務の名称及び数量
 - 県庁舎清掃管理業務委託(行政庁舎その1) 一式
 - 県庁舎清掃管理業務委託(行政庁舎その2) 一式
 - 県庁舎清掃管理業務委託(警察本部庁舎) 一式
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
石川県総務部管財課
金沢市鞍月1丁目1番地
- 落札者を決定した日
平成31年2月6日
- 落札者の名称及び所在地
 - 1(1) 有限会社芙蓉クリーンサービス 金沢市神田一丁目25番10号
 - 1(2) 有限会社芙蓉クリーンサービス 金沢市神田一丁目25番10号
 - 1(3) 太平ビルサービス株式会社 金沢市南町2番1号
- 落札金額
 - 1(1) 16,200,000円
 - 1(2) 15,552,000円
 - 1(3) 24,408,000円
- 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 一般競争入札の公告を行った日
平成30年12月25日

石川県告示第74号

石川県薬物の濫用の防止に関する条例(平成26年石川県条例第38号。以下「条例」という。)第16条第1項の規定

により、知事指定薬物の指定が次のとおり効力を失ったので告示する。

平成31年3月5日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 失効した知事指定薬物の名称

- (1) N－(2－フルオロフェニル)－N－[1－(2－フェニルエチル)ピペリジン－4－イル]プロパンアミド及びその塩類
- (2) N－(4－メトキシフェニル)－N－[1－(2－フェニルエチル)ピペリジン－4－イル]ブタンアミド及びその塩類
- (3) N－エチル－1－(2－フルオロフェニル)プロパン－2－アミン及びその塩類
- (4) N－(1－アミノ－3,3－ジメチル－1－オキソブタン－2－イル)－1－(シクロヘキシルメチル)－1H－インドール－3－カルボキサミド及びその塩類

2 失効の理由

当該知事指定薬物が条例第2条第1項第6号に掲げる薬物に該当すると認められるに至ったため

3 失効の日

平成31年3月1日

4 罰則の適用

条例第24条から第28条までの規定は、上記の知事指定薬物の指定がその効力を失う前にした当該知事指定薬物に係る行為についても、適用する。

石川県告示第75号

森林病虫害等防除法(昭和25年法律第53号)第5条第1項の規定による命令をするので、同条第4項において準用する同法第3条第5項の規定により、次のとおり公表する。

平成31年3月5日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 区域及び期間

(1) 区域

加賀市、小松市、能美市、白山市、金沢市、かほく市、羽咋市、七尾市、輪島市、珠洲市、河北郡内灘町及び津幡町、羽咋郡宝達志水町及び志賀町並びに鳳珠郡穴水町及び能登町に存する高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域

(2) 期間

平成31年4月1日から平成32年3月31日まで

2 森林病虫害等の種類

松くい虫

3 行うべき措置の内容

松くい虫が付着している伐採木等(伐採された樹木その他土地から分離した樹木の幹及び枝条(用材及び薪炭材であるものを含む。)並びにこれらの包装をいう。)は、松くい虫を駆除した後でなければ移動しないこと。ただし、松くい虫が付着している伐採木等の破砕又は焼却を目的として、移動場所、移動時間、駆除予定時期等を事前に当該伐採木等の存する地域を管轄する農林総合事務所長に申請し、承認を受けた場合については、この限りでない。

4 命令をしようとする理由

1(1)に定める区域及びその周辺区域の松林において、松くい虫の被害が発生しており、又は発生するおそれがあり、本年度の気象条件等からみて3に掲げる措置を行わなければ松くい虫の被害が異常にまん延し、1(1)に定める区域及びその周辺区域の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

5 その他必要な事項

3に掲げる措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。

1 区域及び期間

(1) 区域

加賀市、小松市、能美市、白山市、かほく市、羽咋市、河北郡内灘町並びに羽咋郡宝達志水町及び志賀町に存

する森林の区域のうち、次のとおりとする。

(2) 期間

平成31年5月20日から同年7月20日まで

2 森林病害虫の種類

松くい虫

3 行うべき措置の内容

1(1)の区域内において松くい虫による被害を受け、又は受けるおそれがある樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木に薬剤による防除を実施すること。

4 命令をしようとする理由

松くい虫が異常にまん延し、1(1)に定める区域及びその周辺区域の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

5 その他必要な事項

(1) 3に掲げる措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。

(2) 3に掲げる樹木を所有し、又は管理する者は、平成31年4月20日までに当該樹木の所在する地域を所管する農林総合事務所長を経由して、知事に防除実施計画を提出しなければならない。

(3) 3に掲げる措置を行った者又はその代理人は、当該措置を行った後、速やかに当該樹木の所在する地域を管轄する農林総合事務所を経由して、知事にその旨を届けなければならない。

(4) 知事は、3に掲げる措置を行うべき樹木を所有し、又は管理するものが1(2)に定める期間内に3に掲げる措置を行わないとき、行っても十分でないとき、又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことができる。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を石川県農林水産部森林管理課並びに加賀市、小松市、能美市、白山市、かほく市及び羽咋市の市役所並びに河北郡内灘町、羽咋郡宝達志水町及び志賀町の町役場に備え置いて縦覧に供する。)

石川県告示第76号

漁業災害補償法第105条第1項第2号ロの規定による加入区(区域及び区分)の設定(平成23年石川県告示第226号。以下「告示第226号」という。)の一部を次のように改正し、公表の日から施行する。

なお、改正後の告示第226号は、この告示の施行の日以後に共済責任期間の開始する共済契約について適用し、同日前に共済責任期間の開始した共済契約については、なお従前の例による。

平成31年3月5日

石川県知事 谷 本 正 憲

表の輪島加入区の項区分の欄を次のように改める。

- ① 大型定置漁業
- ② 小型定置漁業
- ③ 総トン数10トン以上の漁船を使用して営むまき網漁業
- ④ 海士町、鳳至町地区の者が、総トン数5トン以上8トン未満の漁船を使用して営む底びき網漁業
- ⑤ 海士町、鳳至町地区の者が、総トン数8トン以上の漁船を使用して営む底びき網漁業
- ⑥ 海士町、鳳至町地区の者が、総トン数5トン以上10トン未満の漁船により、こぎ刺網、又はこぎ刺網及び刺網等を使用して営む漁業
- ⑦ 海士町、鳳至町地区の者が、総トン数5トン未満の漁船により、こぎ刺網、又はこぎ刺網及び刺網等を使用して営む漁業
- ⑧ 海士町、鳳至町地区の者が、総トン数5トン以上10トン未満の漁船により、かご及び刺網等を使用して営む漁業
- ⑨ 海士町、鳳至町地区の者が、総トン数5トン未満の漁船により、かご及び刺網等を使用して営む漁業
- ⑩ 海士町、鳳至町地区の者が、総トン数10トン未満の漁船により、主に刺網を使用して営む漁業
- ⑪ 海士町、鳳至町地区の者が、総トン数10トン未満の漁船により、④から⑩までに掲げる漁業以外の漁業
- ⑫ 輪島崎町地区の者が、総トン数5トン以上10トン未満の漁船を使用して営む底びき網漁業
- ⑬ 輪島崎町地区の者が、総トン数10トン未満の漁船により、こぎ刺網、又はこぎ刺網及び刺網等を使用して営む

む漁業

- ⑭ 輪島崎町地区の者が、総トン数10トン未満の漁船により、主に延縄を使用して営む漁業
- ⑮ 輪島崎町地区の者が、総トン数5トン未満の漁船により、⑫から⑭までに掲げる漁業以外の漁業
- ⑯ 輪島市のうち、海士町、鳳至町、輪島崎町を除く地区の者が、総トン数10トン未満の漁船により、こぎ刺網、又はこぎ刺網及び刺網等を使用して営む漁業
- ⑰ 輪島市のうち、海士町、鳳至町、輪島崎町を除く地区の者が、総トン数5トン以上10トン未満の漁船により、⑯に掲げる漁業以外の漁業で主として刺網を使用して営む漁業
- ⑱ 輪島市のうち、海士町、鳳至町、輪島崎町を除く地区の者が、総トン数5トン未満の漁船により、⑯及び⑰に掲げる漁業以外の漁業
- ⑲ 法第104条第2号に掲げる漁業のうち①から⑱までに掲げる漁業以外の漁業

公 告

委託業務に係る企画提案の募集公告

次のとおり企画提案を募集する。

平成31年3月5日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 業務の概要

(1) 業務名

平成31年度金沢競馬実況放送業務

(2) 業務の内容

金沢競馬における集客及び売得額の一層の向上を図るための、効果的かつ効率的な実況放送の実施

(3) 契約期間

平成31年4月1日(月)から平成32年3月31日(火)まで

2 参加資格及び評価基準

(1) 参加資格

ア 平成27年4月1日から平成31年3月5日までの期間において競馬実況放送の実績のあるアナウンサーを2名以上有し、金沢競馬開催日に2名を配置できる者であること。なお、複数の事業者により構成された共同企業体の参加も認めることとし、その場合は、共同企業体においてこれを満たす者であること。

イ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。なお、共同企業体の場合は、全ての構成員がこれを満たす者であること。

ウ 平成10年度以降石川県が発注する物品の製造の請負、物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等(平成9年石川県告示第581号)に基づき、平成30年度において競争入札参加者資格を有すると認められた者であること。なお、共同企業体の場合は、全ての構成員がこれを満たす者であること。

エ 指名停止の措置を受けている者でないこと。なお、共同企業体の場合は、全ての構成員がこれを満たす者であること。

オ 石川県暴力団排除条例(平成23年石川県条例第20号。以下「条例」という。)第2条第1号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)ではないこと及び次の(ア)から(オ)までに該当しない者であること。なお、共同企業体の場合は、全ての構成員がこれを満たす者であること。

(ア) 役員等(個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。)が条例第2条第3号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)である者

(イ) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している者

(ウ) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者

(エ) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に

暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

(オ) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(2) 評価基準

ア 実況放送に関する考え方及び実施方法

イ レース展望放送に関する考え方及び実施方法

ウ ファンサービスに関する考え方

エ 運営組織及び執行体制のあり方（アナウンサーに不測の事故等が発生した場合の危機管理等）

オ アナウンサーの技術力

カ 業務実施に係る金額及び経費積算の妥当性

3 募集要項の交付場所等

(1) 交付場所

〒920-3105 金沢市八田町西1番地

石川県競馬事業局競馬総務課企画管理係

電話番号 076-258-5761 F A X 番号 076-258-4291

(2) 交付期間

平成31年3月5日（火）から同年3月12日（火）午後5時まで

4 企画提案書の提出場所等

(1) 提出場所

3(1)の交付場所に同じ。

(2) 提出期限

平成31年3月22日（金）午後5時までに、(1)の提出場所へ持参又は郵送により提出すること（郵送の場合は、提出期限内必着とする。）。

5 最優秀提案者の選定

提出された企画提案書について、2(2)の評価基準に基づき審査を行い、最優秀提案者を選定するものであり、提出のあった企画提案書に基づく各提案者からのプレゼンテーション及び審査会を経て、選定するものとする。選考結果については、平成31年3月下旬（予定）に各提案者に通知するものとする。

なお、契約は、選定された企画提案内容に沿って契約内容についての協議及び調整を行った上で締結する。ただし、当該契約は、その業務に係る予算についての議会の議決が必要であり、当該予算が議会で議決されなかった場合は、締結しない。このことについて、提案者は、あらかじめ了解しているものとみなす。

6 その他

(1) 質問は、4(1)の提出場所において、平成31年3月12日（火）午後5時まで受け付けるものとする。なお、質問は、文書によるものとし、書面の持参若しくは郵送、F A X又は募集要項で定める電子メールによる提出により行うこと。

(2) 4(2)の提出期限までに提出のあった企画提案書については、後日、各提案者によるプレゼンテーションを行うものとする。

なお、これについて出席、提出書類の作成等に要した費用は、参加者の負担とするほか、提出書類は、返却しないこととする。

雑 報

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札を実施する。

平成31年3月5日

石川県公立大学法人理事長 木 下 公 司

1 一般競争入札に付する事項

(1) 調達件名及び数量

石川県公立大学法人インターネット入学試験出願システム利用及び検定料収納代行業務 一式

(2) 調達の内容

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

契約締結日から平成34年3月31日まで

(4) 履行場所

入札説明書及び仕様書による。

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次の条件を全て満たすこと。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 石川県の入札指名停止措置を受けている者でないこと。

(3) 他大学において、平成31年度入学者選抜等（平成30年度実施）におけるインターネット出願受付処理人数（1校での実績）で、6,000件以上の処理実績があること。

(4) 国公立大学において、インターネット出願システムについて3年間運用した実績を5校以上有し、その中に公立大学での実績が含まれていること。

3 入札説明書及び仕様書等の交付場所

(1) 交付場所及び問い合わせ場所

〒921-8836 野々市市末松1丁目308番地

石川県公立大学法人 法人本部

電話 076-227-7553

(2) 交付方法

(1)の交付場所において、書面で交付する。

4 入札参加資格の確認手続等

(1) 提出書類及び提出方法

入札説明書による。

(2) 提出期限

平成31年3月22日（金）午後5時（郵送の場合は簡易書留とし、提出期限内必着とする。）

5 入札の日時及び場所

平成31年3月28日（木）午後2時

野々市市末松1丁目308番地

石川県立大学 会議室（部屋番号K109 入札後、即時開札する。）

6 入札に関する注意事項

(1) 入札参加者は、この公告、入札説明書及び仕様書を熟覧の上、入札しなければならない。

(2) 入札参加者は、金額を示した見積内訳書を持参しなければならない。提出を求めることがある。

(3) 郵便又は電報等による入札を認めないので、入札参加者は5に定める入札の日時及び場所に集合すること。

7 その他

(1) 入札保証金及び契約保証金

免除

(2) 入札の無効

この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書、入札参加者に要求される義務を履行しなかった者の提出した入札書、その他入札説明書に示す無効の入札書に掲げる入札書は、無効とする。

(3) 落札者の決定方法

入札した者のうち、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

(4) 入札又は開札の取消し又は延期による損害

天災その他やむを得ない事由がある場合、又は入札に関し不正行為がある等により明らかに競争の実効がないと認められる場合は、入札又は開札を取消し、又は延期することがある。この場合において、入札又は開札の取消し又は延期による損害は、入札参加者の負担とする。

(5) その他

その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

